

2026年6月24日

お客さま 各位

長野県労働金庫
理事長 西澤 忠司

当金庫では2026年6月23日に開催しました第77回総会において、定款第17条の規定に基づき、「所在不明会員」の除名決議が行われましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「所在不明会員」とは、2026年3月31日現在で次の要件のいずれにも該当する会員の方とします。

- (1) 継続して5年以上当金庫の事業（各種預金・融資取引等）を利用していない方
- (2) 当金庫の通知または催告が5年以上継続して到達しなかった方

2. 除名により脱退された方には、翌年の総会開催日の翌日以降に出資金の払戻をいたしますので、ご本人を確認できる書類と出資証券およびお届出印をご持参のうえ、当金庫本支店窓口までお越しいただきますようお願い申し上げます。なお、ご来店の際には、あらかじめご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】

長野県労働金庫 業務支援部（担当：町田） 電話 026-237-3788（平日9:00～17:00）